

# 議 員 提 案

平成 29 年 9 月 定例会

## 目 次

番 号	件 名	頁
議員提案第 7 号	寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正	1
議員提案第 8 号	寝屋川市議会議員定数条例の一部改正	3

議員提案第7号

## 寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年9月22日提出

寝屋川市議会議員

森 本 雄一郎

金 子 英 生

池 真 一

寝屋川市条例第 号

寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年寝屋川市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「745,000 円」を「450,000 円」に改め、同条第 2 号中「705,000 円」を「450,000 円」に改め、同条第 3 号中「670,000 円」を「450,000 円」に改め、同条第 4 号中「665,000 円」を「450,000 円」に改め、同条第 5 号中「660,000 円」を「450,000 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

議員提案第 8 号

## 寝屋川市議会議員定数条例の一部改正

寝屋川市議会議員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 9 月 22 日提出

寝屋川市議会議員

元 橋 理 浩

坂 光 勇 哉

杉 本 健 太

中 川 健

寝屋川市条例第 号

寝屋川市議会議員定数条例の一部を改正する条例

寝屋川市議会議員定数条例（昭和37年寝屋川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

「27人」を「24人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。